

1 趣旨

水道は、住民生活に必要不可欠なライフラインであり、水道料金によって維持管理を賄っていることから、水道事業の広域化を進めるに当たっては、水道事業の広域化の必要性やそれによる影響など、住民等に対し丁寧に説明するとともに、住民等から意見を聴きつつ、方向性を定める必要がある。

広報の実施に当たっては、長野市、上田市、千曲市、坂城町（以下「関係市町」という。）及び県企業局が連携し、地域の実情に配慮しつつ、統一的な内容での広報が必要であることから、次の方針で計画的に行う。

2 住民等への広報等の方針

【実施時期】

上田長野地域水道事業広域化研究会（以下「研究会」という。）で決定したスケジュールにより、広域化の方向性（案）中間取りまとめを行った後、**令和3年度中**に速やかに実施する。

【実施方法】

○住民説明会等の開催

関係市町はそれぞれの市町内において住民説明会等を開催し、住民等に説明するとともに、参加者からの意見を聴く場を設けることとする。

なお、県企業局は、それぞれの住民説明会等に説明者等として出席する。

○意見募集等の実施

広く住民の意見を聴くために、各団体において、意見募集等（実施方法については、別途検討）を実施する。

なお、その実施に当たっては、住民説明会等のスケジュールを考慮するものとする。

○議会等への説明

研究会で共通資料を作成し、各団体において、説明を行う。

○広報媒体による広報

・研究会で広域化に関する広報資料（チラシ等）を作成し、関係市町の住民等に配布する（※制作費用等の負担については、別途協議とする。）。

・関係市町及び県企業局のホームページに特設ページを設け、広報を行う。